

特集 多様な選択を可能にする学びの充実

本年（2019年）は日本において男女共同参画社会基本法（以下、基本法という）が1999年に制定されてから20年となる記念年です。基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略による取組が進められ、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わってきました。

こうした動きを踏まえて女性の教育について振り返ると、この20年間で高等教育機関への進学率が大きく上昇し、進学先も徐々に多様化してきました。高槻市の市民意識調査などからも、学校教育の場は、家庭生活や職場などよりも男女平等だと認識している方が多い傾向にあります。一方で、進路選択の場面で、女性は理工系への進学者が少ないなど男女の相違が見られます。

また、学校等での教育の場以外の「学び」の多様性は、男女共同参画社会の更なる進展や、人生100年時代を見据え、男女とも自立・活躍の土台になるものです。

今回の特集では2019年男女共同参画白書の特集記事をもとに、女性の教育や学びについて現状を概観するとともに、本市男女共同参画センターにおける学びの多様性について紹介します。

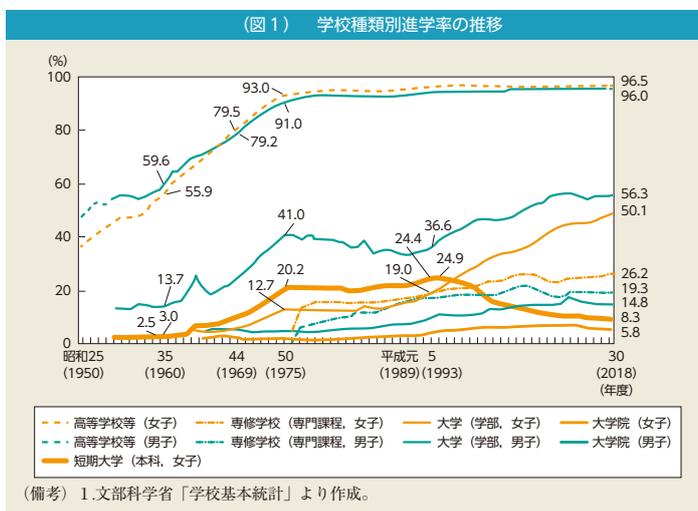
1 女性の教育・学びの現状と概観

女性の高等教育は、高度経済成長期に短期大学を中心に進学率が上昇しましたが、バブル経済崩壊期まではやや停滞しました。その後、大学進学率が上昇しましたが、いまだ男性を下回っています。（図1）

また、大学における専攻分野については男女の偏りが見られます。（図2）薬学・看護学等や人文科学、教育等を専攻する学生は昭和50年度時点で女子が過半数を占めており、その後も同様の傾向が続いています。

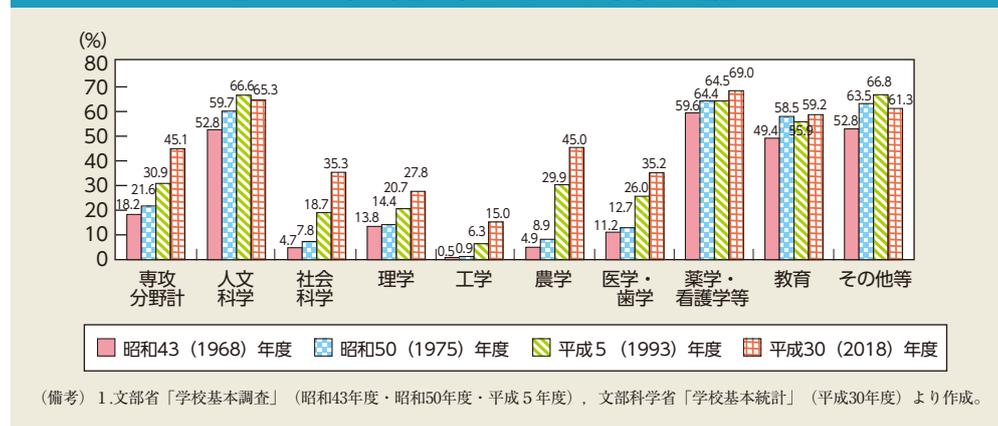
一方、理学、医学・歯学、農学や社会科学においては昭和50年度時点では女子の割合が1割前後でしたが、平成30年度時点では農学や社会科学、医学・歯学は3割を上回っています。

しかし工学においては、女子の割合は昭和50年度の0.9%からは上昇しているものの、平成30年度時点においても15.0%にとどま



※備考欄一部省略。詳細は内閣府男女共同参画局HPをご確認ください。
(参考：令和元年版男女共同参画白書)

(図2) 大学(学部) 学生に占める女子学生の割合



※備考欄一部省略。詳細は内閣府男女共同参画局HPをご確認ください。
(参考：令和元年版男女共同参画白書)

において15.0%にとどま
ており、理学においても3
割に達していません。

未だ、専攻分野によって
男女の差が大きく開いてい
ます。